

技術者兼務区分表

- ・対象請負者は、市内業者又は準市内業者とする。
- ・「請負金額4500万円」は、建築一式工事の場合は請負金額9000万円とする。
- ・技術者等を兼務できる工事の数は、制限しない。
- ・衣浦東部広域連合（以下「衣東」という。）発注工事は、工事場所が安城市内に限る。

安城市・衣東発注工事		兼務できる技術者等
現場代理人	請負金額4500万円未満の工事	他の請負金額4500万円未満の工事（安城市・衣東発注）の現場代理人※1※2
		同一工事又は他の請負金額4500万円未満の工事（安城市・衣東発注）の主任技術者※1
		営業所の専任技術者のうち、経営上、他の者を配置することが困難であると市が認めた場合のみ※1※4
	請負金額4500万円以上の工事	同一工事の主任・監理技術者
主任・監理技術者	専任義務なし 請負金額4500万円未満の工事	同一工事又は他の請負金額4500万円未満の工事（安城市・衣東発注）の現場代理人※1+
		他の請負金額4500万円未満の工事の主任技術者
		営業所の専任技術者※3
	専任義務あり 請負金額4500万円以上の工事	同一工事の現場代理人
営業所の専任技術者	請負金額4500万円未満の工事（安城市・衣東発注）の現場代理人のうち、経営上、他の者を配置することが困難であると市が認めた場合のみ。※1※4	
	請負金額4500万円未満の工事（安城市・衣東発注）の主任技術者※2	

※1 令和7年1月21日付け6契検第20号「現場代理人の常駐義務の緩和について」にて規定している。

※2 平成25年5月27日付け「主任技術者の専任に係る取扱いについて（お知らせ）」に基づき主任技術者の兼務が認められた工事に限り、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）以上であっても双方の工事に配置する現場代理人を兼務することができる。

※3 国の監理技術者制度運用マニュアルにて「工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの」について緩和措置が示されているが、「近接」の範囲は「市内」とする。

※4 例：現場代理人ができる人が、施工中の専任義務のある工事の主任技術者又は営業所の専任技術者以外にいない場合。